

東北大震災・津波・放射能流出と東北沿岸地域の新生・再生政策

小松正之

2011年4月11日

3月11日、午後2時46分広域に亘る三陸沖を震源とする、東日本大地震が、日本を襲った。その後30分程度の短期間に20メートルを超える大津波が三陸地方の海岸を襲った。三陸地方は古くから地震と津波にはしばしば襲われ、被害で最も大きかったものは明治29年5月5日の津波と昭和8年の地震・大津波である。

これらの地震を経験した三陸の町は、幾度も高台へ移住を開始したが、すぐに宮古市田老町のように、海岸に戻ったところも多い。大船渡市吉浜のように高台に移住したところもある。リアス式海岸特有の土地の狭さがあり、海を埋立て、漁具倉庫や作業場を作り、慣れが進むと人が住みだした。その防災のために、防波堤を造り、消波ブロックを置いた。

陸前高田市も高田松原に接して大規模な防波堤を建設した。大船渡市は細長いリアス式の内湾の入り口に、南堤と北堤と巨大な堤防を昭和40年に完成させた。チリ地震津波の後である。1200億円の巨費をかけ2009年に釜石に湾口防波堤が完成。過去の津波に大きな被害を被った田老町（宮古市田老）にも高さ10メートルを越す巨大な堤防を町を取り囲み建設された。外側にも住居が出来た。

このたびの建物倒壊のほとんど全ては、津波によると見られる。すさまじい破壊である。この津波により、大船渡市綾里などの外湾に面する漁村や陸前高田市も壊滅、通例被害が及ばない宮城県内の平野部と福島県浜どおりにまで甚大な人的及び物的被害を及ぼした。

三陸地方の大小さまざまな漁港がある、八戸は、多くの施設が水害を受けた、気件沼、石巻は岸壁、市場、冷蔵庫などが壊滅。このほか、釜石、宮古、大槌、山田、女川、小名浜といった主要漁港がその機能を殆ど失った。

死者と行方不明者がすでに30000人に達し、漁業・水産業関係者でも多数の人が死亡・行方不明ないしはその家族、親類を失った。

沿岸漁業を中心にその被害は甚大である。岩手県と宮城県にある約30000隻のうち、10、000隻以上と見られる。また、岩手（111港）、宮城（142港）及福島（10港）のほぼ全港が全損ないし一部破損したと見られる。これらに付随する集落も同様の被害を受けた。かき、わかめ、ほたて、ホヤや銀鮭などの養殖施設は全滅、沿岸に敷設された定置網も全て流された。三陸沿岸の漁業はほぼ壊滅したといつてよい。

まき網漁船や底引き漁船は沖合に舟を出したり操業中であり、多くがその勢力を維持し

ている。しかし、これら大型船が、水揚げしても、石巻、気仙沼、女川、釜石、大船渡、小名浜などの冷蔵施設や加工業が壊滅的被害を受けており、大型漁船の漁獲物を処理することが不可能になっている。

これに加え、福島県浜通りの大熊町にある、福島第一原子力発電所が地震と津波で破壊され原子炉から大量の放射能が放出され、太平洋にも高濃度の放射性ヨウ素と放射性セシウム他の海洋汚染が広がっておりまた、5日には11500トンの汚染水が海洋に放出された。すでに、イカナゴなどに高濃度の放射性物質が蓄積された。水産物の食の安全と安心に多大の影響を与えている。

現在、政府や各県と地域自治体は、緊急の対策に追われている。しかし、今後は地域の再興と新生が焦点となる。

東北地方は、漁業では日本の生産量・金額の約15%を占める大生産地である。養殖業の同様である。水産加工・冷蔵冷凍業では約30%を占める。また、漁業者も36000人で全国の15%を占めるが、65歳以上の高齢者が基幹漁業の65%を占め、後継者も75%がいない。漁業者の減少の速度も著しく、年売り上げが500万円以下の漁業者が60%に達する。(2008年農林水産省漁業センサス)

単純な復旧・復興では東北地方の水産業はこの震災を契機に自然死に近い状態を迎えよう。その場合、漁村だけでなく、比較的規模の大きい女川、山田、大槌、名取、相馬などの沿岸都市・水産地域も消滅しかねない。したがって、政府が現在検討中の公共事業の補助率のかさ上げや、復旧作業への漁業者の雇い入れなどを全体像を描くことだ。

I. 第一に沿岸の都市・地域集落を新しく発足させる発想で再生することである。

拠点となる都市と町村を特定し、それらに近隣市町村をリンクさせ復興させる。

これらの市町村は自治体、漁業協同組合、公共施設などにくわえ人口を大幅に失って、単独の復興が現実的でない

(1) 例えば、陸前高田市、大船渡市、住田町は一体として再興と新生の都市計画を作成。

同様に、宮古市と山田町、大槌町と釜石市などと連携、統合させる。

(2) 都市と集落を高台に移動する新沿岸都市

基本的に、高台に住居、学校、病院、公営住宅等と避難場所の建設を行う。海岸域は公共機関が買い上げて、後援や遊歩道とし観光振興などに活用する。

これらは災害時には、避難場所となるほか、被災して資金力が乏しいが、地元に残ることを選択する住人には公営住宅を提供する。

また、リアス式海岸は山が海まで逼り、高台も含め土地が狭いので、海岸域や平地に住居が建設される場合、防災のための道路と一時避難が可能な公園と建物を建設する。

(3) 湾口防波堤と防潮堤は建設を一時凍結する

これらが、防災心理上のマイナスと防波効果を検証する。防波堤や堤防(海岸の視界

を遮る)が決壊。これらの施設があることで、心理的に逃避行動を即座に取らなかつたり、財産・資材を取りに戻ったことで、人命が失われた。海岸沿いの防潮堤が司会を遮り、逃避行動の開始を遅らせたとの報告もある。これらについて、人工物による人命と財産の保全の効果とその存在による損失の双方からの徹底した検証を行う。財産の保全により生じる利益と建設費用との比較なども必要。また、大船渡湾の湾口防波堤がけんせつされ、湾内の環境劣化と漁業の衰退につながった(湾内はCODが環境基準を大きく上回り、大腸菌数が外湾に比べ著しく高い。ホタテ養殖は壊滅。景観が著しく悪化し、海水浴が不可能になった。)釜石湾、などについても多面的観点からの検証が必要。これらの結果が判明するまでの間、現在建設中の久慈の湾口防波堤を含めこれらの施設の建設を一時凍結する。

他方、外国は自然と調和することに重点を置いている。

徹底した、防災、非難訓練を行う。

(4) 加えて、沿岸から20-30キロはなれた沖合いに、潮位の変動をモニターするGPSつき潮位計を、木目細かく設置してそれらから即座に電波が陸上の受け皿となる受信施設に受信されるシステムを構築する。これを津波発生の警告に活用する。

II. 沿岸都市の再生・新生と法制度の改革。

(1) 水揚げ岸壁や産地市場、後背地の加工団地の整備は漁業と一体的計画の下で行う。すでに我が国の沖合い沿岸漁業は最盛期の半分以下に減少。東北地方も同様であり、基本的に現能力の半分程度から3分の2程度(将来の資源の回復を見越した場合)の能力を念頭に拠点の整備とし、特定第三種漁港、第三種漁港などの漁港の分類を廃止ないし整理する。また、港湾と漁港は一体的整備を行う。

(2) また、東北の漁港としての各港の合計水揚げ能力を決定し、それらを各港に配分する。これにより、漁港間の不必要な漁船の誘致合戦と過大な漁港、港湾、産地市場(大船渡港)、加工団地などの適正規模化を図る。漁港と港湾の一体的の整備を行う。必要な漁港・港湾関係法を改正する。

(3) 近代的な資源管理制度の導入

思い切った休漁制と漁獲削減と個別譲渡性割当制(ITQ)を導入し、漁業を近代化する。辞める人に退職のための資金を支払う。休漁者にも支払う

(4) 産地市場は必ずしも漁港に作らない。内陸部に設置し、いくつかの水揚げ港を統合するか、洋上にて、IT入札(入札への参加を原則自由とする)をし、直接消費市場に搬入。加工品については、船上加工ないし加工場への直接搬入とする。

(5) 沿岸地域は壊滅的影響を受けた。これら沿岸地域の再生・新生は、既存の設備や制度の更新のための復旧では、これまで続いた高齢化に拍車がかかる。これに歯止めをか

け、地域社会と日本全体の総力を挙げて当該地域の水産業振興と近代化を促進する。ともすれば閉鎖的な漁村社会と水産資源を広く地域と全国の資本に開放する。これは、水産資

源は国民共有の財産であるとの基本的考えに基づくものである。全国の若年労働力や企業の参入が促進される法制度に改正する。このためには現在の漁業法で参入が制限される漁業者以外の加工業者などの地域住民や買い付けを行っている流通会社なども漁業権を所有可能とする。養殖、定置漁業権を漁業者に加え、地域社会や企業を所有し、かつ、売買・譲渡可能とする。このことにより、漁業権が財産価値を有するので、民間資金の投資を招致することが可能となる。また、漁業権の買い上げに必要な資金は、当該権利は一旦国（または県）が買い上げ、その後国または県が、購入希望者に販売する。その際、販売される漁業権の一部は実績者優先とする。

（４） 予算措置の組み換え

資源の回復という将来資産の増の見込み薄の漁業所得補償制度を廃止し、これを資源の回復と将来の資産増大に貢献すると期待される事業にこれらの予算を投入。沿岸域で水産業（漁業、流通、加工業、観光業、関連資材産業）を営む業全ての資源の回復と参入奨励のための予算に組み替える。（加えて、林野、農業、水産業の公共事業のこれに当てる）

（５） 民間資金投資の活用

水産加工、大手水産会社、流通業、運送業などからの民間投資がこれらの地域で必要とされることから、養殖業、定置網漁業と漁船漁業への投資や共同投資を促進する。このために、上述の漁業権を漁業者以外の者にも解放する。養殖や定置網の漁業権も譲渡可能とすることにより、資産価値を発生し、担保性を生じる。これにより、漁業権やITQの保持者はこれらを担保として、金融機関はそれを担保として融資が円滑化する。政府は、政府系金融機関の融資を促進し、信用保証制度の活用により支援する。日本政策金融公庫が、農林水産関連の事業の運転資金も貸し付ける。

Ⅲ．食の安全安心と海洋環境の再生

（１） 津波による、油、有害化学物質に加え原子力発電所から排出された汚染水に含まれる放射性物質がかなりの範囲に亘って拡散した。半減期が数十年から地球の寿命とほぼ同じものもあり、海洋環境と水産資源に関する影響は計り知れない。ところで日本では放射能の海洋生物と人体への影響についての研究が行われていない。原子力産業から独立した海洋に関する放射能研究所を直ちに創設し、外国の研究者をいれて客観的な研究を直ちに推進すべきである。水産業の振興に貢献すべきである。

低・中間レベル放射性廃棄物とその処理及び海洋に汚染が広がる場合ことが、今後日本国内と外国で想定されることから、このための先駆的研究を我が国が開始する。

(2) 放射線の汚染の早期の終結

福島原子力発電所の放射線漏れの完全なる停止の時期の見通しが明確化することが重要

今後、低濃度汚染水も含めあらゆる汚染水・廃棄物の海洋への投棄を禁止するとともに、事故の早期終結を求める。

これが、長引く場合、日本産の水産物（加工原料と養殖用の餌を含めて）が販売できないことから、東北沿岸の加工場が中国に工場を移転させることも考えられる。その場合、東北地方の水産業に及ぼす影響は計り知れない。

IV再生・新生体制の整備

1. インドネシア・西部アチェ州における復興再建庁（BRR）

クントロ元長官は人選と予算権をユドヨノ大統領から全面委任

2. 福岡市玄海島の震災後の再建

被災地の福岡市による買い上げと島の漁業組合長のリーダーシップ

3. 北海道奥尻島の津波被害（青苗地区）の復興 などから

組織、人事、予算及びリーダーシップなどを研究し、本件の体制作りと事業の実施に当てるに当てる。